

令和7(2025)年度
道営住宅入居者募集

応募のてびき

小樽市内版



(応募のてびき)



目次

第1章	申込みができる方の資格要件	1～3
第2章	収入基準による制限と家賃	4～9
第3章	公営住宅に入居している方の申込み	10
第4章	申込みに関する注意事項と申込書の記入方法	11～15
第5章	当選確率を引き上げる優遇措置	16
第6章	仮当選者の抽選と入居資格の審査	17～18
第7章	入居に際してのお知らせ	19
第8章	団地所在地と駐車場使用料	20
令和7(2025)年度 道営住宅入居者募集計画		21
裏表紙 地図		



一般財団法人 北海道住宅管理公社 小樽支所

〒047-0021 小樽市入船2丁目10番13号 日成ビル2F

TEL (0134) 33-9698 FAX (0134) 33-9667

第1章 申込みができる方の資格要件

道営住宅に入居の申込みをするには、収入制限や住宅に困窮していることなど、必要な資格要件があります。

1. すべての申込者に共通する資格要件

共通の資格要件

- 次のすべてに該当すること。
- (1) 日本国籍を有する方、又は住民基本台帳登録をされている外国人の方であること。
 - (2) 入居しようとする世帯全員に持ち家が無く、現に住宅に困窮していること。
 - ※ 事情により持ち家のある方が申込みする場合、当選されましたら持ち家は原則として処分していただきます。
 - ※ 既に公営住宅(道営住宅や市町村営住宅)に入居されている方は、原則として申込みできません。
 ただし、一定の要件に該当する方に限り、定期的実施する募集又は随時実施する募集で申込みができる場合がありますので、詳しくは10ページを参照してください。
 - (3) 申込者本人が成年に達していること。
 - (4) 離婚予定の方は、離婚調停中などの事実を裁判所又は弁護士の実証で確認できること。
 - (5) 入居しようとする世帯全員に道営住宅にかかる未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金等がないこと。
 - (6) 入居しようとする世帯全員が暴力団員でないこと。
 - (7) 世帯の月額所得金額が15万8千円以下であること。
 - ※ 一定の要件に該当する「裁量階層世帯」は、月額所得金額が21万4千円以下で申込みできますので、詳しくは4ページを参照してください。
 - (8) 指定された入居開始日から10日以内に入居できること。

◎ 年齢等の要件は、すべて申込日現在によります。

2. 一般住宅の申込者の資格要件

一般世帯向け住宅

- 「共通の資格要件」のすべてに該当すること、かつ、次の(1)又は(2)に該当すること。
- (1) 夫婦や親子など、同居する親族がいること。(事実婚関係、婚約関係を含む。)
 - (2) 北海道で指定する市町村が発行するパートナーシップ宣言書受領書の交付を受けていること。

子育て世帯向け住宅 ※小樽市内の住宅のみ

- 「共通の資格要件」のすべてに該当すること、かつ、次の(1)及び(2)に該当すること。
- (1) 現に小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、又は同居しようとする方
 - (2) 現に同居し、又は同居しようとする小学校就学の始期に達するまでの子が12歳に達することとなる日の属する年度の末日までの入居期限を承諾される方

一般単身者向け住宅

- (1) 札幌市内の住宅を申込みの場合
 「共通の資格要件」のすべてと次の①、②、③及び④のすべてに該当すること。
- ① 申込者本人に、戸籍上の配偶者がいないこと。
 - ② 申込者本人に、同居する親族がいないこと。
 - ③ 申込者本人が、独立して日常生活を営むことができること。
 - ④ 申込者本人が、次のア～チのいずれかに該当すること。
 - ア 60歳以上の方
 - イ 次のいずれかの認定等級に該当する手帳の交付を受けている方
 - (ア) 身体障害者手帳…1級から4級
 - (イ) 精神障害者保健福祉手帳…1級から3級
 - (ウ) 療育手帳…A判定又はB判定
 - ウ 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている方
 - エ 戦傷病者(特別項症から第6項症まで、又は第1款症)として認定されている方
 - オ 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方
 - カ 海外からの引揚者で、日本に引き揚げしてから5年を経過していない方
 - キ ハンセン病療養所入所者等の方
 - ク 配偶者からの暴力による被害を受けている方「共通の資格要件(4)及び上記①を除く。」で、次のいずれかに該当する方
 - (ア) 配偶者暴力防止等法による一時保護又は保護が終了した日から5年以内
 - (イ) 配偶者暴力防止等法にもとづく裁判所の退去命令又は接近禁止命令が出されて5年以内
 - (ウ) 児童福祉法にもとづく母子生活支援施設での保護が終了してから5年以内
 - ケ 日本の国籍を有しない方
 - コ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に規定する帰国被害者等
 - サ 犯罪被害者等基本法に規定する犯罪被害者等で、次のいずれかに該当する方

- (ア) 犯罪の影響により収入が著しく減少し、現に居住している住宅に居住し続けることが困難になった。
 (イ) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたことにより、住宅に居住することが困難になった。
- シ 更生保護法に規定する保護観察対象の方若しくは売春防止法に規定する保護観察に付されている方又は更生保護法に規定する更生緊急保護を受けている方
 ス 生活困窮者自立支援法に規定する事業による援助を受けている方
 セ 児童福祉法に規定する里親への委託が解除となった方又は児童福祉法に規定する施設を退所した方
 ソ 性的マイノリティ「性の自己認識（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致しない性別違和を有する又は同性愛者・両性愛者など」である方
 タ U・Iターンによる転入者（入居者又は同居者に他の市町村から移住又は転入する方）
 チ 生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある介護士、保育士等
- (2) 札幌市以外の住宅を申込み場合
 「共通の資格要件」のすべてと次の①、②及び③に該当すること、又は④に該当すること。
- ① 申込者本人に、戸籍上の配偶者がいないこと。
 ② 申込者本人に、同居する親族がいないこと。
 ③ 申込者本人が、独立して日常生活を営むことができること。
 ④ 配偶者からの暴力による被害を受けている方で、「共通の資格要件」のすべて「(4)を除く。」と上記②及び③に該当すること、かつ、次のアからウまでのいずれかに該当すること。
 ア 配偶者暴力防止等法による一時保護又は保護が終了した日から5年以内
 イ 配偶者暴力防止等法にもとづく裁判所の退去命令又は接近禁止命令が出されて5年以内
 ウ 児童福祉法にもとづく母子生活支援施設での保護が終了してから5年以内

3. 特定目的住宅の申込者の資格要件

「共通の資格要件」のすべてに該当するとともに、次の要件に該当すること。

高齢者等世帯向け住宅

- 夫婦や親子など同居する親族がいる方で、次のいずれかに該当すること。
- (1) 申込者本人が60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯。
 (2) 申込者本人又は同居者のいずれかが60歳以上の方であり、かつ、同居者が申込者本人の配偶者のみの世帯。
 (3) 申込者本人又は同居者のいずれかが60歳以上の方であり、かつ、同居者が申込者本人の配偶者及び18歳未満の世帯。
 (4) 申込者本人又は同居者に、次のいずれかの認定等級に該当する手帳の交付を受けている方がいること。
 ① 身体障害者手帳…1級から4級 ② 精神障害者保健福祉手帳…1級又は2級
 ③ 療育手帳…A判定又はB判定
 (5) 申込者本人又は同居者に、戦傷病者（特別項症から第6項症まで、又は第1款症）として認定されている方がいること。
 (6) 申込者本人又は同居者に、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいること。
 (7) 申込者本人又は同居者に、海外からの引揚者で日本に引き揚げしてから5年を経過していない方がいること。
 (8) 申込者本人又は同居者に、ハンセン病療養所入所者等の方がいること。

母子世帯及び父子世帯向け住宅

現に扶養している20歳未満の子と現に同居し、又は同居しようとする母子又は父子の方であること。

大家族世帯向け住宅（4LDKのみ）

同居者が4名以上いること又は18歳未満の同居者が3名以上いること。

小学生以下同居世帯向け住宅

同居者に小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校に在学する子がいること。

新婚世帯向け住宅

申込者本人及び同居者であるその配偶者（事実婚関係、婚約関係を含む。）の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日から2年を経過していないこと。

転入世帯向け住宅（3月募集のみ）

※江別市内・石狩市内・北広島市内・小樽市内の住宅のみ

次のすべてに該当すること。

- (1) 夫婦や親子など、同居する親族がいること。
 (2) 申込者本人又は同居者に、道内の他の市町村から転入する方がいること。
 (例) 札幌市内から江別市内の住宅への申込みは可。
 同市内から同市内の住宅への申込みは不可。

移住世帯向け住宅

※江別市内・石狩市内・北広島市内・小樽市内の住宅のみ

次のすべてに該当すること。

- (1) 夫婦や親子など、同居する親族がいること。
 (2) 申込者本人又は同居者に、道外から移住する方がいること。

4. その他の特定目的住宅の申込者の資格要件

「共通の資格要件」のすべてに該当するとともに、次の要件に該当すること。

その他の特定目的住宅	申 込 者 の 資 格 要 件
高齢者等単身者向け住宅 (小樽市内にはありません)	(1) 申込者本人が、戸籍上の配偶者がいない方及び同居者がいない方であり、独立して日常生活を営むことができること。 (2) 上記(1)のほか、次のいずれかに該当すること。 ① 年齢が60歳以上の方。 ② 次のいずれかの認定等級に該当する手帳の交付を受けている方。 ア 身体障害者手帳…1級から4級 イ 精神障害者保健福祉手帳…1級又は2級 ウ 療育手帳…A判定又はB判定 ③ 戦傷病者(特別項症から第6項症まで、又は第1款症)として認定されている方。 ④ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方。 ⑤ 海外からの引揚者で、日本に引き揚げしてから5年を経過していない方。 ⑥ ハンセン病療養所入所者等の方。
転入単身者向け住宅 (札幌市内にはありません)	申込者本人が、道内の他の市町村から転入する方で、かつ、戸籍上の配偶者がいない方及び同居者がいない方であり、独立して日常生活を営むことができること。
車いす対応住宅	申込者本人又は同居者に、日常生活において車いすを使用することが常態になっている、身体障害者手帳の1級から4級までの方、又は戦傷病者(特別項症から第6項症まで、又は第1款症)として認定されている方がいること。
視覚・聴覚障がい対応住宅 (札幌市内の住宅のみ)	申込者本人又は同居者に、視覚や聴覚に障がいがある身体障害者手帳の1級から4級までの方、又は戦傷病者(特別項症から第6項症まで、又は第1款症)として認定されている方がいること。
要介護者等同居世帯向け住宅 (札幌市内の住宅のみ)	申込者本人又は同居者に、介護保険法による介護認定されている方がいること。
シルバーハウジング住宅 (江別市内・千歳市内の住宅のみ)	自炊が可能な程度の健康状態を維持しているが、身体機能に低下が認められ独立して生活することに不安がある方で、次のいずれかに該当すること。 (1) 江別市内の住宅の場合 ① 世帯向け住宅 ア 60歳以上の方のみによる世帯 イ 60歳以上の夫婦(夫婦のいずれかが60歳以上を含む)のみによる世帯 ウ 障がいのある方のみによる世帯 エ 障がいのある方とその配偶者のみによる世帯 オ 障がいのある方と60歳以上の方のみによる世帯 カ 障がいのある方と60歳以上の夫婦(夫婦のいずれかが60歳以上を含む)のみによる世帯 ② 単身者向け住宅 ア 60歳以上の単身者(戸籍上の配偶者がいないこと及び同居者がいないこと。) イ 障がいのある単身者(戸籍上の配偶者がいないこと及び同居者がいないこと。) (2) 千歳市内の住宅の場合 ① 世帯向け住宅 ア 60歳以上の方のみによる世帯 イ 60歳以上の夫婦(夫婦のいずれかが60歳以上を含む)のみによる世帯 ② 単身者向け住宅 60歳以上の単身者(戸籍上の配偶者がいないこと及び同居者がいないこと。) 申込みにあたっての注意事項 (1) 申込みの際に、申込者本人及び同居者についてそれぞれ「日常生活状況申立書」を提出していただきます。 (2) 入居者の選考は、住宅が所在する市長が判定し、北海道が最終決定します。 なお、判定で優先順位がつかない場合は、抽選で決定します。 (3) シルバーハウジング住宅は、生活援助員(LSA)による「生活指導の相談」、「安否の確認」、「緊急時の対応」などのサービスがある住宅で、家賃のほかに前年の収入に応じて次の費用の負担が江別市又は千歳市に対して必要になります。 ○主たる生計を支える方の前年における所得税額が 9,600円以下の世帯 ➡ 月額 1,500円 9,601円以上 32,400円以下の世帯 ➡ 月額 2,600円 32,401円以上 42,000円以下の世帯 ➡ 月額 3,800円 42,001円以上の世帯 ➡ 月額 4,900円 ○生活保護法による被保護世帯又は主たる生計を支える方の前年における所得税額が非課税の世帯 ➡ 免除

※ 江別市大麻沢町のシルバーハウジング住宅は、固定電話又は携帯電話が必要です。

※ 千歳市のシルバーハウジング住宅は、固定電話回線(アナログ回線)を使用する「緊急時の通報システム」を設置しているため、固定電話回線が必要です。

※ シルバーハウジング住宅は、郵送や電子申請(インターネット)による申込みはできません。

第2章 収入基準による制限と家賃

1. 収入基準

道営住宅へは、入居しようとする世帯全員の月額所得金額が「15万8千円以下」であれば申込みできます。

ただし、下記(3)に記載する「裁量階層世帯」は、「21万4千円以下」であれば申込みできます。

(1) 158,000円以下とは

所得税法に準じて算定した申込者本人及び同居者の世帯全員の年間所得の合計額から、6ページの「(3) 控除区分と控除金額」に掲載する控除額の合計額を差し引き、これを12で割った金額が月額所得金額となります。

この金額が「158,000円以下」であれば申込みできます。

$$\text{月額所得金額} = \frac{(\text{世帯全員の所得合計}) - (\text{控除額})}{12 \text{ カ月}}$$

(2) 対象となる収入

対象となる収入には、申込者本人の収入のほか同居者の収入を含みます。

なお、パート収入、アルバイト収入及び季節労働による収入など、継続的な収入があればすべて対象となります。

また、申込み時点において、すでに辞められた仕事の収入は除きます。

対象となる収入	☐ 給与所得（俸給・給料・賞与など） ☐ 雑所得（公的年金など）	☐ 事業所得 ☐ 不動産所得 ☐ その他所得等
対象とならない収入	☐ 仕送り ☐ 雇用保険金 ☐ 障害年金 ☐ 遺族年金 ☐ 職業訓練受講給付金	☐ 労災保険金 ☐ 一時所得 ☐ 中国残留邦人等支援給付金など ☐ 休業補償金 ☐ 奨学金 ☐ 生活保護による扶助費

(3) 裁量階層世帯

入居しようとする方が、次のいずれかに該当する世帯を「裁量階層世帯」といいます。

なお、入居しない扶養親族は、ここでいう「世帯」には含まれません。

裁量階層世帯	裁量階層世帯の要件
高齢者世帯	① 申込者本人が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方によって構成されている世帯 ② 申込者本人が60歳以上の単身者の世帯
障がい者世帯	申込者本人又は同居者に、次のいずれかの認定等級に該当する手帳の交付を受けている方がいる世帯 ① 身体障害者手帳（1級から4級の方） ② 精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級の方） ③ 療育手帳（A判定又はB判定の方）
戦傷病者世帯	申込者本人又は同居者に、戦傷病者（特別項症から第6項症まで、又は第1款症）として認定されている方がいる世帯
原爆被爆者世帯	申込者本人又は同居者に、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
引揚者世帯	申込者本人又は同居者に、海外からの引揚者で、日本に引き揚げしてから5年を経過していない方がいる世帯
ハンセン病世帯	申込者本人又は同居者に、ハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯（証明された方）
未就学児世帯	同居者に、小学校入学の始期に達するまでの子供がいる世帯
小学校の子供がいる世帯 （札幌市内の住宅は除く）	同居者に、小学校に在学する子供がいる世帯
多子世帯 （札幌市内の住宅は除く）	同居者に、18歳未満の子供が3名以上いる世帯
新婚世帯 （札幌市内の住宅は除く）	申込者本人及び同居者であるその配偶者の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日から2年を経過していない世帯（事実婚関係、婚約関係を含む。）
移住世帯 （札幌市内の住宅は除く）	申込者本人又は同居者に、道外から移住する方がいる世帯

2. 年間所得金額の算出と世帯の月額所得金額の計算

(1) 収入の対象と期間等

対象となる収入は4ページ第2章1(2)のとおりですが、申込み時点において、すでに退職や事業の廃止等により収入が無いこととなった場合は、その時以前の当該収入は除きます。

① 給与所得者と事業所得者の場合

対象の収入は、給与所得者は給与の収入金額、事業所得者は所得金額（収入金額－必要経費＝所得）です。

前年1月1日以前から会社勤務や事業継続している。		➡	・前年1月から12月までの1年分 (給与は収入、事業は所得)
前年1月2日以降に就職・転職や事業開始をした。	1年以上	➡	・稼働した翌月分から1年分 (給与は収入、事業は所得)
	1年未満 1ヶ月以上	➡	・稼働した翌月分から直近月分の1ヶ月平均×12+賞与等 (給与は収入、事業は所得)
	1ヶ月未満	➡	・1ヶ月の見込み額×12 (給与は収入、事業は所得)
申込み時点で会社退職や事業廃止していて無職		➡	0円

② 年金所得者の場合

前年1月1日以前から受給している。	→	・前年の源泉徴収票の支払金額
前年1月2日以後に受給している。	→	・申込み時点の支給額(1回分)×年間の支払い回数 ・又は年金決定通知書による金額

(2) 給与・年金所得者の所得金額の計算方法

① 給与所得者の年間所得算出表

年間総収入金額(A)	給与所得の金額(計算方法)
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	(A)－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(A)÷4(千円未満の端数切捨て) ×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(A)÷4(千円未満の端数切捨て) ×2.8+80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A)÷4(千円未満の端数切捨て) ×3.2+440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A)×0.9+1,100,000円
8,500,000円以上	(A)－1,950,000円

- (注1) 算出した所得金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てます。
 (注2) 2ヶ所以上から給与を受けている方は、年収を合算して所得金額計算します。
 (注3) 給与と年金の両方を受けている方は、それぞれの所得金額を計算し合算します。

② 公的年金等の年間所得算出表 (遺族、障害年金の所得は0円です。)

年齢	年間総収入金額(A)	公的年金等の雑所得の金額(計算方法)
65歳未満の方	～ 600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	(A)－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円
	7,700,000円以上	(A)×0.95－1,455,000円
65歳以上の方	～1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	(A)－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円
	7,700,000円以上	(A)×0.95－1,455,000円

- (注1) 公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円以下の場合です。
 (注2) 年齢は申込日現在によります。
 (注3) 算出した所得金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てます。
 (注4) 複数の年金を受給している方は、年収を合算して所得金額計算します。
 (注5) 年金と給与の両方を受けている方は、それぞれの所得金額を計算し合算します。

【所得金額調整控除】(給与所得の特例)

上記(2)の算出表で算出した「給与所得金額」から、次の算式により計算した金額を控除した額を「給与所得の金額」とします。

○ 給与所得と公的年金等所得の両方の所得があり、その合計額が10万円を超える場合

《①給与所得(10万円を限度)+②公的年金等所得(10万円を限度)》－10万円＝残額(控除額)

【租税特別措置法第41条の3の3第2項】

(3) 控除区分と控除金額

控除区分は、入居者及び同居者のほか、別居扶養親族も含めて算定します。

控 除 区 分	控 除 の 対 象 に な る 方	控 除 額
① 基礎控除振替 (給与所得者、 公的年金等の所得者)	申込者本人又は同居者のうち、給与所得又は公的年金等を有する方 (ただし、給与所得と公的年金等の双方の所得を有する方については、その合計金額から10万円(合計金額が10万円未満の場合はその額)の控除となります。)	1人当たり 10万円まで (所得金額10万円未満のときはその額)
② 親 族	ア 同居者…申込者本人以外で道営住宅に入居する方 イ 別居扶養親族…道営住宅には入居しないが、所得税法上の扶養親族である方	1人当たり 38万円
③ 老人扶養親族又は 同一生計配偶者が 70歳以上の方	70歳以上の扶養親族又は70歳以上の同一生計配偶者	1人当たり 10万円
④ 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族(配偶者を除く。)	1人当たり 25万円
⑤ 特別障がい者	申込者本人、同居者又は別居扶養者のうち、次のいずれかに該当する方 ア 身体障害者手帳(1級から2級の方) イ 精神障害者保健福祉手帳(1級の方) ウ 療育手帳(A判定の方) エ 戦傷病者手帳(特別項症から第3項症までの方) オ 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方 カ 65歳以上で、上記のア又はウに準ずる方として福祉事務所長等から認定を受けている方	1人当たり 40万円
⑥ 障がい者	ア 申込者本人、同居者又は別居扶養者のうち、上記⑤の「特別障がい者」には該当しないが、下記の手帳を所持している方 (ア) 身体障害者手帳 (イ) 精神障害者保健福祉手帳 (ウ) 療育手帳 (エ) 戦傷病者手帳 イ 65歳以上の方で、上記の(ア)又は(ウ)に準ずる方として福祉事務所長等から認定を受けている方	1人当たり 27万円
⑦ 寡 婦	申込者本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方 ア 『夫と離婚した後婚姻していない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がなく、扶養親族を有し、所得金額が500万円以下の方 イ 『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がなく、所得金額が500万円以下の方	1人当たり 27万円まで (所得金額から①の控除した後の残額が27万円未満のときはその額)
⑧ ひとり親	申込者本人又は同居者のうち、次に該当する方 『現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がなく、所得金額48万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が500万円以下の方	1人当たり 35万円まで (所得金額から①の控除した後の残額が35万円未満のときはその額)

(注1) 控除区分の②イ、③、⑦、⑧は、所得税法上認定された方であることが必要です。

(4) 世帯の月額所得金額の計算

あなたの世帯の所得金額と控除額を、下記の計算表に記入して月額所得金額を計算しましょう。

① 所得金額の算出

収入区分	収入金額 (円)		所得金額 (円)			
	給 与	年 金	給 与	年 金	事 業	合 計
申込者本人	円	円	円	円	円	円
同居者 ()	円	円	円	円	円	円
同居者 ()	円	円	円	円	円	円
同居者 ()	円	円	円	円	円	円
所得金額の合計						(A)

② 控除額の算出

控 除 区 分	控除額とその対象人数	合 計
1 基礎控除振替 (給与所得者、公的年金等の所得者)	10万円まで × 人	円
2 親族	38万円 × 人	円
3 老人扶養親族又は同一生計配偶者が 70歳以上の方	10万円 × 人	円
4 特定扶養親族 (16歳以上23歳未満の扶養親族)	25万円 × 人	円
5 特別障がい者	40万円 × 人	円
6 障がい者	27万円 × 人	円
7 寡婦	27万円まで × 人	円
8 ひとり親	35万円まで × 人	円
控 除 額 の 合 計		(B)

③ 月額所得金額 (収入基準対象額) の算出

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline (A)の欄の所得金額 \\ \hline \end{array} \text{円} - \begin{array}{|c|} \hline (B)の欄の控除額 \\ \hline \end{array} \text{円} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得金額} \\ \hline \end{array} \text{円}$$



入居資格 (基準額)	一般階層	158,000円以下
	裁量階層	214,000円以下

※この基準額の範囲内であれば申込みできます。

3. 収入分位と家賃

(1) 収入分位

階 層	月 額 所 得 金 額	収入分位
一 般 階 層	0円 ～ 104,000円	1
	104,001円 ～ 123,000円	2
	123,001円 ～ 139,000円	3
	139,001円 ～ 158,000円	4
裁 量 階 層	158,001円 ～ 186,000円	5
	186,001円 ～ 214,000円	6

(2) 家賃の目安

道営住宅は、所得が低く住宅に困窮している方のために整備された住宅で、所得が低い世帯ほど家賃が安く設定されています。

道営住宅の家賃は、おおまかには次のとおりです。

令和7年度 家賃

収入分位	単身者向け住宅 (1LDK～2DK)	世帯向け住宅 (2LDK～4LDK)
1	13,800円 ～ 29,900円	9,200円 ～ 46,000円
2	15,900円 ～ 34,500円	10,700円 ～ 53,100円
3	18,200円 ～ 39,500円	12,200円 ～ 60,800円
4	20,600円 ～ 44,600円	13,800円 ～ 68,600円
5	23,500円 ～ 50,900円	15,800円 ～ 78,300円
6	27,100円 ～ 58,800円	18,200円 ～ 90,400円

※ 家賃は、住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じて、収入分位ごとに定められています。

※ 申込みするときは、「募集案内書」で住戸の収入分位別家賃を確認してください。

※ 入居される方の収入が著しく低額である場合には、家賃や敷金を減額、免除する制度があります。

(3) 入居後における毎年度の家賃決定等の手続き

① 新たに道営住宅に入居された方は、入居手続の際に提出していただいた書類により収入の認定を行い、本年度と来年度の家賃が決定されます。

② 来年度からは、毎年8月に「収入申告書」を提出していただきます。

これは、翌年度の家賃を決定するための手続きであり、道営住宅に入居されている方は、毎年必ず申告しなければなりません。

もし、この申告をしなければ、翌年度の家賃は最も高い家賃（民間住宅と同程度の家賃）になります。

また、収入状況が変動（就職、転職、退職等）した場合等は、収入申告の「随時申告」を行う必要があります。

③ 同居者の異動（出生、転出、死亡等）があった場合は、そのつど届出が必要です。

4. 収入基準年収早見表

この表は、申込者本人及び同居者のうちで、収入のある方が1人の場合の年間総収入金額等の目安を掲載したものです。

したがって、次のような場合には対応できません。

- ① 2人以上に収入がある場合
- ② 複数の収入（例：給与収入と年金収入）がある場合
- ③ 親族控除以外の控除がある場合

なお、世帯の人数には、申込者本人と同居者のほか、同居しない扶養親族（別居扶養親族）も含まれます。

（1）給与収入の場合

階層区分	収入分位	世帯の人数					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	1	0円～ 2,043,999円	0円～ 2,583,999円	0円～ 3,127,999円	0円～ 3,663,999円	0円～ 4,135,999円	0円～ 4,611,999円
	2	2,367,999円 以下	2,911,999円 以下	3,451,999円 以下	3,947,999円 以下	4,423,999円 以下	4,895,999円 以下
	3	2,643,999円 以下	3,183,999円 以下	3,711,999円 以下	4,187,999円 以下	4,663,999円 以下	5,135,999円 以下
	4	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下
裁量階層	5	3,447,999円 以下	3,943,999円 以下	4,415,999円 以下	4,891,999円 以下	5,367,999円 以下	5,843,999円 以下
	6	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下

（2）事業所得の場合

階層区分	収入分位	世帯の人数					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	1	0円～ 1,248,011円	0円～ 1,628,011円	0円～ 2,008,011円	0円～ 2,388,011円	0円～ 2,768,011円	0円～ 3,148,011円
	2	1,476,011円 以下	1,856,011円 以下	2,236,011円 以下	2,616,011円 以下	2,996,011円 以下	3,376,011円 以下
	3	1,668,011円 以下	2,048,011円 以下	2,428,011円 以下	2,808,011円 以下	3,188,011円 以下	3,568,011円 以下
	4	1,896,011円 以下	2,276,011円 以下	2,656,011円 以下	3,036,011円 以下	3,416,011円 以下	3,796,011円 以下
裁量階層	5	2,232,011円 以下	2,612,011円 以下	2,992,011円 以下	3,372,011円 以下	3,752,011円 以下	4,132,011円 以下
	6	2,568,011円 以下	2,948,011円 以下	3,328,011円 以下	3,708,011円 以下	4,088,011円 以下	4,468,011円 以下

（3）年金収入の場合

階層区分	収入分位	収入がある方が 65 歳未満			収入がある方が 65 歳以上		
		世帯の人数			世帯の人数		
		1人	2人	3人	1人	2人	3人
一般階層	1	0円～ 2,164,015円	0円～ 2,670,682円	0円～ 3,177,349円	0円～ 2,448,011円	0円～ 2,828,011円	0円～ 3,208,011円
	2	2,468,015円 以下	2,974,682円 以下	3,481,349円 以下	2,676,011円 以下	3,056,011円 以下	3,481,349円 以下
	3	2,724,015円 以下	3,230,682円 以下	3,737,349円 以下	2,868,011円 以下	3,248,011円 以下	3,737,349円 以下
	4	3,028,015円 以下	3,534,682円 以下	4,041,349円 以下	3,096,011円 以下	3,534,682円 以下	4,041,349円 以下
裁量階層	5	3,476,015円 以下	3,982,682円 以下	4,443,543円 以下	3,476,015円 以下	3,982,682円 以下	4,443,543円 以下
	6	3,924,015円 以下	4,391,778円 以下	4,838,837円 以下	3,924,015円 以下	4,391,778円 以下	4,838,837円 以下

第3章 公営住宅に入居している方の申込み

既に公営住宅（道営住宅や市町村営住宅）に入居されている方は、原則として、申込みできません。

ただし、次の要件に該当する方に限り、定期的を実施する募集又は随時に実施する募集で申込みができます。

なお、仮当選した場合は、後日該当要件の事実を証明する書類等（本人以外の方による証明）を提出していただきます。

1 特定目的住宅の入居資格を満たしているとき

一般世帯向け住宅の入居者で特定目的住宅の入居資格を満たしている方は、その特定目的住宅に入居の申込みができます。

なお、申込みについては、一部の特定目的住宅に限られますので、お問い合わせください。

2 疾病等により遠方の医療機関に6ヵ月程度以上の通院をしなければならないとき

（1）道営住宅に入居している方

現に入居している道営住宅より当該医療機関に近く、かつ、募集している住宅の中で当該医療機関に最も近い道営住宅であって、現に入居している住宅と同規模の住宅に入居の申込みができます。

（2）他の公営住宅に入居している方

要件は上記（1）と同じです。

ただし、現に入居している住宅と、申し込もうとする道営住宅が同一市町村の区域にあるときは、当該道営住宅が当該医療機関に最も近い公営住宅であるか、交通の便宜上（通院に）最も利便性が高いと認められる場合に入居の申込みができます。

3 「親等」の居住地に近隣する道営住宅に入居を希望するとき

入居者又は同居者の親・祖父母・子・孫（「親等」という。）の居住地からおおむね2キロメートル以内の最も近い場所に所在する道営住宅に入居の申込みができます。

4 転勤や就職などによって他の市町村に所在する公営住宅からの入居を希望するとき

入居者又は同居者が、転勤又は就職などによって、現在入居中の他の市町村に所在する公営住宅から、転居することが生計を維持する上でやむを得ない場合は入居の申込みができます。

5 入居者の人数に応じた間取りの住宅に入居を希望するとき

現に同居し又は同居しようとする方の人数に応じた間取りの住宅に、次に掲げる例によって入居の申込みができます。

世帯人数	現在の住宅	申込みできる住宅
2人以下	3LDK以上	3DK以下
3人以上	3DK以下	3LDK
5人以上	3LDK以下	3LDK以上 ※ただし3LDK ⇨ 3LDKは不可

6 現在、浴室がない公営住宅に入居しているため、浴室がある道営住宅に申し込むとき

第4章 申込みに関する注意事項と申込書の記入方法

1. 申込みに関する注意事項

- (1) 「北海道営住宅入居申込書」は、おもて面及びうら面の太線で囲んだ枠内すべての記入事項に漏れがないよう注意のうえ、正確に記入してください。
- (2) 入居の申込みをする時点では、記入事項を証明する書面等の添付はありません。
- (3) 入居の申込みは、募集回ごとに「1世帯1住戸」に限ります。
- (4) 道営住宅は個人タクシー、軽運送業及び学習塾などの個人営業の事業所として使用することはできないことになっているため、これらの事業を行う方の入居の申込みはできません。
- (5) 申込み資格の判定は、入居の申込み時点における事実関係に基づいて行います。
- (6) 仮当選された方が、入居審査の結果、申込みの内容に偽りや入居資格に欠けるものがあると判断されたときは失格となります。

2. 「北海道営住宅入居申込書」の記入方法

■「申込者」の欄について

- (1) 電話（自宅と携帯）……申込者本人とすみやかに連絡がとれる電話番号を記入。
- (2) 氏名……原則として「住民票上の世帯主」で入居者となる方を記入。
なお、氏名の「ふりがな」は、必ず記入してください。

■「道営住宅に入居する者等」の欄について

- (1) 入居者氏名……上記2(2)の「氏名」に同じ。
- (2) 同居する者……
 - ① 申込者本人と同居される全員の方を記入。
なお、この欄に記入のない方は、入居することができません。
 - ② 結婚予定で申し込む場合は、「同居する者の続柄」の欄には“婚約者”と記入。
なお、入居後3ヵ月以内に確実に入籍する旨の「誓約書(指定様式)」及び「婚約証明書(双方の親等2名の証明)」を入居資格審査の際に提出していただきます。
 - ③ 事実婚関係で申し込む場合は、「同居する者の続柄」の欄に“事実婚”と記入。
なお、住民票等で事実婚関係を立証することができない場合には、同居者として認められません。
- (3) 別居扶養親族……道営住宅には入居しないが、所得税法上の扶養親族である方を記入。
- (4) 続柄……申込者本人から見た関係を「配偶者・長男・長女・母」等と記入。
- (5) 生年月日……年号（昭和・平成・令和）又は西暦で記入。
- (6) 年齢……申込み時点の「満年齢」を記入。
- (7) 勤務先等の名称等……
 - ① 申込者本人と同居者のうち、就業されている方全員の勤務先を漏れなく記入。（給与所得者は「勤務先名称」、自営業者は「事業所名」、パート従業者は「パート先の名称」など。）
 - ② 就業されていない方は、無職、主婦、小学〇年生などと記入。
- (8) 勤続年数……1年に満たない場合（例示／7ヶ月）には0.7年、また、1年以上の場合（例示／5年3ヶ月）には5.3年と記入。
- (9) 年間収入……
 - ① 1月分から12月分までを1年として通算して算定しますので、この間に支払いを受けたすべての収入又は所得の合計額について、「単位は万円」で記入。
 - ② この年間収入欄は、申込者本人及び同居者で収入を得ているすべての方について漏れなく記入。
 - ③ 給与所得者や年金所得者の場合は、源泉徴収票の支払金額を記入。
 - ④ 事業所得者の場合は、税務署が受理した直近年における所得税確定申告書の所得金額を記入。
 - ⑤ 所得の主なものは、5ページの「2. 年間所得金額の算出と世帯の月額所得金額の計算」を参照してください。

■「希望の団地等」の欄について

団地名……

- ① 申込番号、団地名や型式（間取り）（型式／2LDK、3LDKなど）は、別に配布する「募集住宅案内書」を参照してください。
- ② この記入事項は、申込み受付期間終了後に変更することはできません。

■「優遇措置対象項目」の欄について

優遇措置の対象になる要件については、16ページの「2. 特に居住の安定を図る必要がある方」を参照して該当する欄に○印を記入。（一般住宅に申込みされる方のみ適用）

北海道営住宅入居申込書の記入例（おもて面）

住所は住居の表示番号やアパート名などできるだけ詳しく記入。

●ボールペンなど消えない筆記具で記入してください。
鉛筆は不可。

（表）

別記第1号様式（第6条関係）

注 太枠の部分に記入してください。

抽選番号

北海道営住宅入居申込書									
申込者	現住所 〒	札幌市中央区北5条西6丁目 北海道マンション 303 号室				ふりがな	どうせい	たろう	抽選番号
	本籍地	[「現住所」に同じ]				氏名	道営 太郎		
	電話（自宅）	011-205-0000 (携帯) 090-1234-△△△△				電話（勤務先）	011-205-xxxx		
入居者	ふりがな	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先等の名称等	勤続年数	年間収入	道営住宅に入居する者等
	どうせい たろう	道営 太郎	本人	昭和 51.5.5	49	(株)北海ハウス管理	7	310万円	
	はなこ	花子	妻	昭和 53.3.3	47	主婦		0	
	じろう	次郎	長男	平成 20.8.1	17	高校2年生		0	
	さきこ	咲子	長女	平成 25.10.10	12	小学6年生		0	
同居する者	ふりがな	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先等の名称等	勤続年数	年間収入	道営住宅に入居する者等
	どうせい はな	道営 ハナ	母	昭和 24.10.10	76	無職			
別居扶養親族	ふりがな	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先等の名称等	勤続年数	年間収入	道営住宅に入居する者等
	どうせい はな	道営 ハナ	母	昭和 24.10.10	76	無職			
希望の団地等	申込番号	10	団地名	真駒内 団地		希望	希望する・希望しない		
	型式（間取り）	3LDK		階数		希望する目的の住宅			
優遇措置対象項目	高齢者等	海外引揚者	障がい者等	母（父）子世帯	子育て世帯	多家族世帯	DV被害者	犯罪被害者等	新婚世帯
			身体（2級） 精神（ 級） 療育（ 級）		○				
希望の団地等	希望する目的の住宅				希望する目的の住宅				
	特殊事情								

この欄に記入された同居者以外
は入居することができません。
記入漏れがないように。

申込者の扶養となつて
いる同居しない親族
がいる場合に記入。

申込者は原則として
「住民票上の世帯主」
で、入居者となる方
を記入。

・年間収入は1万円
未満切り捨て。
・給与所得者は勤務
先から支払われた
全額を記入。
・事業所得者は所得
金額の全額を記入。
・年金受給者は受給
総額を記入。

年齢は満年齢を記入。

希望の団地は、記入す
る前に十分に検討して
決定してください。

申込番号、団地名、間
取りを確実に記入。

＜収入計算表＞ 給・年・事

1 所得	=		3 公営住宅法に定める収入月額
	=		
	=		
所得合計			所得金額：
2 控除額			－控除金額：
基礎控除振替額	円×人＝		収入年額：
親族控除額	380,000円×人＝		収入月額：
老人扶養控除額	100,000円×人＝		
特定扶養親族控除額			
障害者控除額			
特別障害者控除額			
寡婦控除額			
ひとり親控除額			
控除			

「収入計算表」の欄
当公社が収入基準額の審査判定の
際に使用する欄ですので、申込者
はいっさい記入しないでください。

優遇措置の対象項目
優遇措置の対象になる要件
（16 ページ）を参照して、
該当する欄に○印を記入。
（一般住宅に申込みされる方
のみ適用）

裏面もあります

第4章

なお、この事例で掲げた項目以外で困窮状況があるときは、9の「その他」の項目の番号を○印で囲んで、余白又は別紙にその状況を具体的に記入してください。

- (1) 現在居住している住宅の種類……………該当する住宅種類の番号を○印で囲む。
- (2) 現在居住している住宅の間取り……………2DK・3LDKなどと記入。
- (3) 現在居住している住宅の家賃等……………賃貸契約先に支払っている月額家賃を記入。
- (4) 現在居住している世帯構成……………申込者本人から見た関係を「妻・長男・長女・母」などと記入。

該当する番号すべてに○印を付けて
ください。

住宅の困窮状況

- 1 住宅以外の建物又は場所に居住している。
- 2 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
- 3 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。
- 4 住宅がないため、親族と同居することができない。
- 5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適切な居住状態にある。
- 6 自己の責めによらない理由で、家主、貸主などから立退きを要求され、適当な立退き先がない。
- 7 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
- 8 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。
- 9 その他（具体的にお願いします）

該当する番号に○印を付けてください。

① 民間アパート・賃貸マンション 2 寮 3 借間・下宿
4 都市再生機構・公社住宅 5 社宅 6 公営住宅
7 その他（ ）

31 DK

75. 000円

4名(本人、妻、長男、長女)

- 1 この申込書に記入した事項は、すべて事実と相違ありません。
- 2 この申込書に偽りの事項があった場合は、道営住宅の入居決定の取消しを受けても異議を申し立てません。
- 3 この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。
- 4 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

この申込書を提出する
年月日を記入。

北海道 振興局長 様

＜ 玆理欄 ＞

	当落	当選・落選
	団地	
	住戸	

受付印

3. 申込みの方法

(1) 申込書を郵送して申込み

申込書を郵送して申込みする場合は、次の事項に留意して申込みしてください。

- ① 申込書の郵送にあたって、送付していただくものは次のとおりですので、確認のうえ郵送してください。

ア 「北海道営住宅入居申込書」

イ 「北海道営住宅抽選カード」(すでに交付を受けている方)

ウ 110円の郵便切手を貼った定型の「返信用封筒」(住所と氏名を明記)

- ② 送付先

ア 札幌市内、石狩市内、江別市内、北広島市内、千歳市内又は恵庭市内の住宅を申込みの場合
〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番23 第二北海道通信ビル7階
(一財)北海道住宅管理公社「募集受付担当」

イ 小樽市内の住宅を申込みの場合

〒047-0021 小樽市入船2丁目10番13号 日成ビル2F

(一財)北海道住宅管理公社 小樽支所「募集受付担当」

- ③ 申込書は、記入漏れなどがないよう十分に確認したうえで郵送してください。
また、過去の申込みの際に交付を受けている「北海道営住宅抽選カード」をお持ちの方は、忘れずに同封してください。
- ④ 郵送受理した後に当公社が不備な点を発見した場合には、電話照会させていただくほか、状況によっては会場までご足労いただく場合もあります。
- ⑤ 受付最終日の午後4時までに公社に到着し、かつ申込書の記入内容に不備が認められなかった場合に受け付けします。
- ⑥ 受付後に「北海道営住宅申込受付受理票」と「北海道営住宅抽選カード」を返送します。

(2) 申込書を持参して申込み

申込書を持参して申込みする場合は、受付会場で申込み内容を確認して受理しますので、「北海道営住宅入居申込書」と「北海道営住宅抽選カード」(すでに交付を受けている方)を提出してください。

(3) 電子申請(インターネット)で申込み

あらかじめ、「北海道電子自治体共同システム」サイト内の動作環境を確認してからお申込みください。

※「北海道電子自治体共同システム」は北海道および市町村が共同で運営する電子申請サービスです。

- ① 北海道住宅管理公社のホームページの[募集情報]を選択し、[北海道電子自治体共同システム(別サイト)]をクリックし電子申請サイトのホームページにアクセスします。

利用できるのは、受付期間の初日午前8時45分から最終日の前日午後5時までです。

※次のとおり(黒枠部分)をクリックしてください。



- ② はじめて利用される方は、「利用者登録」から[利用者ID]と[パスワード]を取得する必要があります。(既に登録されている方は③へ)



- ③ 電子申請（インターネット）による申込み方法は、次のとおりです。

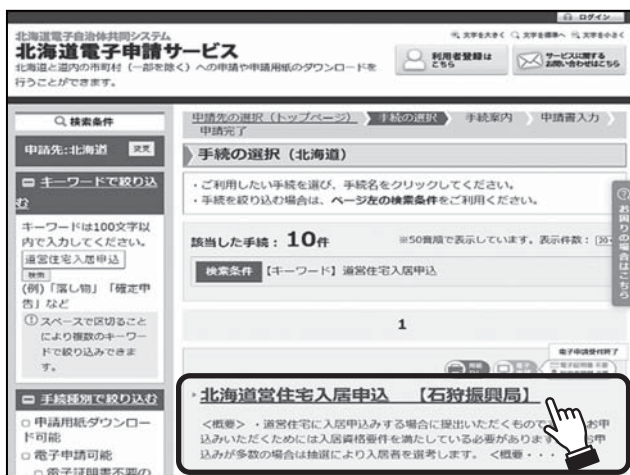
ア 申請先「北海道」を選択



イ キーワードに「道営住宅入居申込」と入力し検索



ウ 検索後「北海道営住宅入居申込【石狩振興局】」を選択
小樽市内の住宅は「北海道営住宅入居申込【後志総合振興局】」を選択



エ 「電子申請をする」を選択し申込みを開始



※シルバーハウジング住宅（3ページ参照）は、電子申請（インターネット）による申込みはできません。

- ④ 札幌市、石狩市、千歳市、恵庭市、江別市、北広島市内の住宅を申込みされた方は石狩振興局から、小樽市内の住宅を申込みされた方は後志総合振興局から、後日、電子メールで抽選番号を通知します。

第5章 当選確率を引き上げる優遇措置

1. 連続して抽選に漏れた方

- (1) 連続して抽選に漏れた方には、2年度目から毎年度1個ずつ抽選番号(玉数)を加算します。
- (2) 仮当選者等が自分の意思で入居を辞退した場合には、抽選番号(玉数)はゼロに戻ります。
- (3) 年度(4月～3月)5回の募集に一度も申込みしなかった場合には、抽選番号(玉数)はゼロに戻ります。

ただし、前年度に限り、次の事情により連続年度申込みが途切れた方は、これらの事実を証明する書類等を提出することで連続と見なすとともに、前年度分の抽選番号(玉数)1個を加算します。

- ① 前年度に道営住宅に申込みしなかったが、その年度に他の公営住宅募集に1回以上申込みして抽選に漏れた方。
 - ② 病気やケガ等で医療機関や福祉施設などに3ヵ月以上にわたって入院又は入所するとともに、その期間を含めて6ヵ月以上を治療や療養のために要した方。
- (4) 応募された都度、申込み履歴を記入した「北海道営住宅抽選カード」を交付しますので、大切に保管して、次の申込み時に忘れずに提示してください。

2. 特に居住の安定を図る必要がある方(一般住宅に申込みされる方のみ適用)

一般住宅(一般世帯向け住宅又は一般単身者向け住宅のみ)の申込者で、次の項目に該当する方は、該当する項目ごとにそれぞれ抽選番号(玉数)が加算されます。(入居しない扶養親族は判定の対象外です。)

対象世帯区分	優 遇 措 置 の 対 象 要 件		抽選番号 加算数
	申込者本人	同居する親族の方	
(1) 高 齢 者 等	60 歳以上	次のいずれかに該当する世帯構成(事実婚関係にある配偶者を含む。) ① すべての同居者が60歳以上又は18歳未満 ② 配偶者のみ ③ 配偶者と18歳未満 ④ 同居者がいない(単身者)	1
	60 歳未満	次のいずれかに該当する世帯構成(事実婚関係にある配偶者を含む。) ① 60歳以上の配偶者のみ ② 60歳以上の配偶者と18歳未満	
(2) 海外引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げてから5年を経過していない方。		1
(3) 障がい者等	次のいずれかの認定等級に該当する手帳の交付を受けている方がいる世帯 ① 身体障害者手帳(1級から4級) ② 精神障害者保健福祉手帳(1級又は2級) ③ 療育手帳(A判定又はB判定) ④ 戦傷病者手帳(特別項症から第6項症まで、又は第1款症)		1
(4) 母(父)子世帯	現に扶養している20歳未満の子と現に同居し、又は同居しようとする母子又は父子の世帯		2
(5) 子育て世帯	中学校就学前の子供が同居する世帯		2
(6) 大家族世帯	次のいずれかに該当する世帯 ① 5人以上の世帯 ② 4人世帯で18歳未満の子が3名以上いる世帯		2
(7) DV被害者	次のいずれかに該当する方(いずれも保護中の方を含む。) ① 配偶者暴力防止等法による一時保護又は保護が終了した日から5年以内 ② 配偶者暴力防止等法にもとづく裁判所の退去命令又は接近禁止命令が出されて5年以内 ③ 児童福祉法にもとづく母子生活支援施設での保護が終了してから5年以内		1
(8) 犯罪被害者	犯罪行為によって被害のあった日から5年以内の方で、次のいずれかに該当する方がいる世帯(警察署に被害届等を提出していること。) ① 犯罪の影響により収入が著しく減少し、現に居住している住宅に居住し続けることが困難になった方 ② 現に居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難になった方		1
(9) 新 婚 世 帯	申込者本人及び同居者であるその配偶者の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日から2年を経過していない世帯(事実婚関係、婚約関係を含む。)		1
(10) 転 入 世 帯	申込者本人又は同居者に、道内の他の市町村から転入する方がいる世帯 ※札幌市内の住宅は除く		1
(11) 移 住 世 帯	申込者本人又は同居者に、道外から移住する方がいる世帯 ※札幌市内の住宅は除く		1
(12) 原子力事故被災者	平成23年3月11日において「支援対象地域」に居住し、「居住実績証明書」を持っている方		1

第6章 仮当選者の抽選と入居資格の審査

1. 抽 選 方 法

(1) 抽選の方法

「住宅抽選システム」を使って抽選経過をスクリーンに映写し、「募集住宅案内書」に掲載した申込番号ごとに仮当選者を選出します。

(2) 抽選会場の公開

抽選の経過は、応募された方々に広く公開して公正を期しています。

(3) 応募者の立会いと抽選への参加

立ち会われた応募者の中から、「住宅抽選システム」の操作及び抽選結果の記録にご協力いただき、厳正な抽選に努めています。

(4) 抽選結果の判定方法

抽選結果は、次の考え方によって判定します。

《事例》

応募者名	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	Gさん
抽選玉数	2個	5個	6個	1個	2個	4個	2個
抽選番号	1 1	2 2 2 2 2	3 3 3 3 3 3	4	5 5	6 6 6 6	7 7
仮当選順番	補欠2	補欠3	補欠4	補欠5	補欠6	仮当選	補欠1

〈判定1〉募集住宅戸数1戸、応募者数7名の場合

- ① 抽選の結果、「6」のFさんが仮当選者になったと仮定します。
- ② 補欠仮当選者は、「仮当選番号の直近上位の抽選番号」としますので、「7」のGさんが第1順位、「1」のAさんが第2順位の補欠仮当選者となります。（以降は2→3→4→5）

(5) 仮当選者の資格の取消し

仮当選者が、入居資格審査の段階で入居資格を満たしていないことが判明した場合、また偽りによる記入などがあった場合には、仮当選の資格は取消しとなります。

(6) 補欠仮当選者の取扱い

仮当選者が入居資格審査の段階で、入居資格を満たしていないことが判明したり、偽りによる記入などがあった場合、また入居を辞退した場合には、補欠仮当選順위가第1位の方から順に繰上げにより仮当選者となります。

なお、辞退や取消しが発生したときは順番に通知しますので、照会はご遠慮ください。

また、補欠仮当選された方の資格は、すべての入居者が決定（各募集回の入居決定手続きが終了）した段階で消滅します。

2. 抽選結果の公表

抽選結果につきましては、下記の場所及び公社のホームページに掲載します。

◎(一財)北海道住宅管理公社 [本社]		
◎札幌中央支所	○真駒内団地連絡所 ○東苗穂団地サービス・ステーション	○豊平団地サービス・ステーション ○季実の里団地サービス・ステーション
◎札幌東支所	○北広島団地連絡所 ○恵み野団地サービス・ステーション	○大麻団地連絡所 ○やまとの杜団地サービス・ステーション
◎小樽支所	※小樽市内の抽選結果のみ	
◎千歳市役所		
◎恵庭市役所		



このQRコードは、抽選結果を表示します。
This QR code displays the lottery result.

3. 仮当選者への通知

抽選結果については、仮当選された方に、おおむね抽選日の1週間後に「仮当選通知書」を郵送します。

なお、抽選に漏れた方には連絡しません。

※ 小樽市内の道営住宅については、仮当選された方に電話連絡します。

4. 仮当選後の提出書類等

(1) 入居資格審査の際に提出又は提示していただく書類等

提出又は提示を求める書類等については、仮当選通知書を送付する際に文書でお知らせします。

※ 小樽市内の道営住宅については、仮当選された方に電話連絡します。

【入居資格審査の際に提出又は提示していただく書類等の一覧】

書 類 の 区 分		提出又は提示していただく書類
① 入居者及び同居者に関する書類		○入居者全員の住民票(記載事項が省略されていないもの) ○戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
② 扶養に関する書類		○源泉徴収票 ○確定申告書(控え) ○健康保険証 ○資格確認書
③ 事実婚に関する書類		○住民票(世帯全員のもの) ○事実婚関係を証明できる書類
④ 婚約に関する書類		○婚約証明書と誓約書
⑤ 新婚に関する書類		○戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ○住民票(世帯全員のもの)
⑥ 離婚予定に関する書類		○離婚調停に関する裁判所又は弁護士等が発行する証明書
⑦ 暴力団構成員でないことに関する書類		○北海道警察に意見を聴く「同意書」
⑧ 留学生に関する書類		○在留カード ○在学証明書 ○奨学金の受給に関する証明書 ○収入に関する証明書
⑨ 所得に関する書類	給 与 所 得 の 方	○源泉徴収票 ○所得(課税)証明書 ○市・道民税特別徴収税額通知書 ○給与支払証明書(年の途中で就業した場合) ○採用証明書 ○雇用契約書 ○確定申告書(控え)
	事 業 所 得 の 方	○確定申告書(控え) ○所得(課税)証明書
	年 金 受 給 の 方	○源泉徴収票 ○年金額改定通知書(直近年度) ○年金振込通知書(直近のもの) ○所得(課税)証明書 ○確定申告書(控え)
⑩ 退職や失業に関する書類		○退職証明書 ○離職票 ○雇用保険受給資格者証
⑪ 無職に関する書類		○所得(課税)証明書と無職無収入申出書
⑫ 持ち家の処分に関する書類		○不動産売買契約書 ○宅建業者との媒介契約書と申出書 ○競売開始の証明書 ○建物解体する旨の契約書と申出書
⑬ 公営住宅入居者に関する書類		○現に入居している公営住宅の「入居証明書」 ○医師の診断書等 ○親等の住民票 ○職場の異動証明書 ○職場の採用証明書
⑭ 障がいのある方に関する書類		○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳 ○戦傷病者手帳
⑮ 生活保護受給に関する書類		○生活保護決定通知書 ○保護変更決定通知書
⑯ 中国残留邦人等支援給付に関する書類		○支援給付決定通知書 ○支援給付等変更決定通知書
⑰ DV被害者に関する書類		○婦人相談所長の証明書 ○裁判所の保護命令決定書
⑱ 日本の国籍を有しない方に関する書類		○外国人登録原票記載事項証明書 ○特別永住者証明書
⑲ 北朝鮮拉致被害者に関する書類		○本人確認できる書類及び北朝鮮拉致被害者であることが掲載された 新聞記事等の写し
⑳ 犯罪被害者等に関する書類		○犯罪被害者等に関する申告書 ○公的機関等が発行した書面又は新聞記事など申告書の内容を客観的に 証明できる書類
㉑ 更生保護対象者に関する書類		○保護観察所の証明書
㉒ 生活困窮者に関する書類		○自立支援相談事業で作成された支援計画書
㉓ 児童養護施設退所者に関する書類		○児童養護施設の証明書
㉔ 性的マイノリティに関する書類面		○北海道で指定する市町村が発行するパートナーシップ宣言書受領証 ○市町村と事前に協議した様式によりLGBTであることを確認できる書類
㉕ UIターンに関する書類		○住民票(世帯全員のもの)
㉖ 生活支援等のために施設や対象者の住宅等の 近隣に居住する必要がある介護士、保育		○介護士又は保育士であることの証明書及び勤務地が判る書類 ○生活支援の内容(対象者、地域、活動等)と実施していることがわかる 書類
㉗ その他石狩振興局が必要と認める書類		

(2) 入居を許可された方に提出していただく書類等

入居説明会(入居住宅の「鍵」の引渡し)の際に次の書類を提出又は提示していただきます。

① 入居者に守っていただく事項等に関する書類	○北海道営住宅入居請書
② 提示して確認をさせていただく書類	○「敷金」の納付済領収書 ※敷金は、家賃の2ヶ月分相当額。
③ 入居者本人の認印	入居される住宅の「鍵」の受取りに必要です。
④ その他、必要に応じて提出していただく書類	

第7章 入居に際してのお知らせ

1

犬・猫などのペットを飼育することはできません。

道営住宅では、ペットによる鳴き声・臭い・抜け毛などが周囲に与える影響や住戸内を著しく損傷させるため、盲導犬・介助犬を除き、ペットの飼育を禁止しています。

2

毎年8月頃に「収入申告書」を提出していただきます。

家賃は毎年度、収入申告書を提出していただき、入居者の収入と住宅の広さや立地条件などを勘案して決定します。収入申告は入居者の義務です。

3

次の場合には、事前の許可や届出が必要です。

- (1) 入居家族に出生・同居・転出などの異動があるとき
- (2) 長期間にわたって不在にするとき
- (3) 新たに団地駐車場を使用するとき（車両の変更を含む。）

4

暖房器・浴槽・風呂釜の買取り又はリースについて

暖房器・浴槽・風呂釜を買取り又はリースによって利用していただく団地がありますので、「募集住宅案内書」でご確認ください。

5

住宅修繕費用の入居者負担について

入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じた場合や、軽微な修繕の費用は、入居者に負担していただきます。

6

団地駐車場の使用にあたって

- (1) 団地駐車場の管理は、道が直接管理しているほかに、一部に団地自治会が自主管理している駐車場があります。
団地自治会が自主管理している駐車場においては、入居後に自治会の駐車場担当役員とご相談ください。
- (2) 一部の団地駐車場には、現在満車になっていることがあり、入居と同時に使用できない場合があります。
- (3) 使用可能な車両の大きさは「長さ4.8m×幅1.8m」以下です。
なお、駐車場使用料は、「団地所在地と駐車場使用料及び管理担当支所のご案内」でご確認ください。
- (4) エルム北26条団地の駐車場は、入居の際に次の事業者に直接お問い合わせください。
 - サムティプロパティマネジメント株式会社 札幌営業所
 - (住所) 札幌市中央区大通西5丁目10番 ザイマックス札幌大通ビル1階
 - (電話) 011-206-9355 (FAX) 011-206-9366

7

エルム北26条団地の借上げ期間について

エルム北26条団地は民間からの借上げ団地で、令和18年度末（令和19年3月31日）をもって契約は解除となり、その時点で入居されている方は他の道営住宅団地へ転居していただくことになります。

8

団地自治会と共益費用について

団地ごとに結成されている自治会は、秩序ある明るく快適な団地生活づくりを目指して組織されています。

活動の主なものとしては、自治会費や共益費用の公平負担による徴収とその執行、また集会所等の共同施設の運営、自主防災活動、居住環境の維持、行政機関等からの広報及びお知らせなどの配布と周知など多岐にわたっています。

団地生活をする上で、この自治会が果たす役割は重要ですので、入居後は、すみやかに自治会に加入していただき自治会活動に積極的に協力してください。

家賃とは別に、自治会で決定した費用を入居者の皆さんに納めていただきます。

第8章 団地所在地と駐車場使用料

〔凡例〕 ガスの種類 **都市**…都市ガス **LP**…プロパンガス 暖房の種類 **灯油**…暖房機器は入居者各自で用意
 浴室の種類 浴槽、風呂釜は、リースまたは買い取り **FF暖房機器**…FF暖房機器を各自で用意
 (備え付けの住宅も一部あります) **エコジョーズ TES**…備え付けのガス給湯暖房機器をリース

団地名 (管理戸数)	所在地	棟 番号	型 式	階 数	建設 年度	浴 槽 風呂釜	ボイラー	ベ ー タ レ	暖 房	ガ ス	駐車場使用料
塩谷 (40戸)	塩谷 2-20		3DK	5	昭49	有	リース		灯油 (煙突のみ)	LP	2,800
塩谷B (30戸)	塩谷 1-11		3DK	5	昭51	有	リース		灯油 (煙突のみ)	LP	
オタモイ西 (70戸)	オタモイ3-12	1	3DK	5	昭50	リース			灯油 (煙突のみ)	LP	2,820
		2	3DK	5	昭53	リース			灯油 (煙突のみ)	LP	
最上 (220戸)	最上 2-10	1	2LDK、3LDK	4	平 5	有			TES (デス)	都市	3,200
		2	2LDK、3LDK	3	平 5	有			TES (デス)	都市	
	最上 2-11	3	2LDK、3LDK	4	平6~7	有	リース	有	TES (デス)	都市	
		4	2LDK、3LDK	3	平 6	有	リース		TES (デス)	都市	
		5	2LDK、3LDK	3	平 6	有	リース	有	TES (デス)	都市	
		6	2LDK、3LDK	3	平 6	有	リース		TES (デス)	都市	
		7	2LDK、3LDK	3	平 7	有	リース		TES (デス)	都市	
		8	2LDK、3LDK	3	平 7	有	リース		TES (デス)	都市	
		9	2LDK、3LDK	3	平 9	有	リース		TES (デス)	都市	
入船第2 (64戸)	入船 4-2	1	2LDK、3LDK	5	昭58	リース	リース		灯油 (煙突のみ)	都市	3,580
		2	3LDK	5	昭58	リース	リース		灯油 (煙突のみ)	都市	
		3	3LDK	5	昭58	リース			灯油 (煙突のみ)	都市	
奥沢中央 (30戸)	奥沢 3-1		2LDK (車いす対応)	5	平15	有			灯油 (FFのみ)	都市	3,210
			2DK (単身者向け)	5	平15	有			灯油 (FFのみ)	都市	
			2LDK、3LDK	5	平15	有	有	有	灯油 (FFのみ)	都市	
桜 (50戸)	桜 5-1	1	2LDK、3LDK	4	平 3	リース	有	有	灯油 (FFのみ)	都市	3,000
		2	2LDK、3LDK	3	平 3	リース	有	有	灯油 (FFのみ)	都市	
		3	2LDK、3LDK	3	平 4	リース	リース		灯油 (FFのみ)	都市	
		4	2LDK、3LDK	3	平 4	リース	リース		灯油 (FFのみ)	都市	
桜東 (40戸)	桜 3-18		3DK	5	昭54	リース	リース		灯油 (煙突のみ)	都市	2,960
新光 (185戸)	新光 1-22	1	2LDK、3LDK	5	平元	リース	リース		灯油 (煙突・FF)	LP	4,200
		2	2LDK、3LDK	5	平元	リース			灯油 (煙突・FF)	LP	
	新光 1-28	3	2LDK、3LDK	5	平27	有			灯油 (FFのみ)	LP	
		4	2LDK、3LDK	5	平29	有			灯油 (FFのみ)	LP	
		5	2LDK、3LDK、4LDK	5	平 2	リース	リース	有	灯油 (煙突・FF)	LP	
		6	2LDK、3LDK、4LDK	5	平 2	リース	リース	有	灯油 (煙突・FF)	LP	
新光53 (40戸)	新光 1-24		3DK	5	昭53	リース	リース	有	灯油 (煙突のみ)	LP	4,000
望洋 (110戸)	望洋 2-16	1	3LDK	5	昭60	リース	リース	有	灯油 (煙突のみ)	都市	3,280
		2	3LDK	5	昭61	リース			灯油 (煙突のみ)	都市	
		3	3LDK	5	昭61	リース			灯油 (煙突のみ)	都市	
		4	3LDK	5	昭62	リース			灯油 (煙突・FF)	都市	
		5	3LDK	5	昭62	リース			灯油 (煙突・FF)	都市	
銭函西 (39戸)	銭函 1-19		2LDK、3LDK	5	平4~5	リース	リース	有	灯油 (FFのみ)	LP	3,020
築港 (170戸)	築港13番	A・B・C	2DK(単身者向け)、2LDK、3LDK	10~14	平18 平19	有	リース	有	灯油 (FFのみ)	都市	3,720
であえーる 稲北 (35戸)	稲穂5-17		2DK (単身者向け)	4	令 6	有	リース	有	エコジョーズ (ガス)	都市	3,160
			2LDK(一部子育て世帯向け)、3LDK	4	令 6	有	リース	有	エコジョーズ (ガス)	都市	

網かけした団地は、政策空家のため、空家が生じても新たな入居募集は行いません。

令和7(2025)年度 道営住宅入居者募集計画

手続きの流れ	第1回募集	第2回募集	第3回募集	第4回募集	3月募集
① 募集案内書の配布	令和7年(2025) 5月 1日(木) ～5月14日(水)	令和7年(2025) 8月 1日(金) ～8月14日(木)	令和7年(2025) 10月31日(金) ～11月12日(水)	令和8年(2026) 1月30日(金) ～2月 6日(金)	令和8年(2026) 2月27日(金) ～3月 3日(火)
② 入居申込書の受付け	5月12日(月) ～5月14日(水)	8月12日(火) ～8月14日(木)	11月10日(月) ～11月12日(水)	令和8年(2026) 2月 4日(水) ～2月 6日(金)	令和8年(2026) 3月 3日(火)
③ 公 開 抽 選 会	5月16日(金)	8月18日(月)	11月14日(金)	令和8年(2026) 2月10日(火)	令和8年(2026) 3月 3日(火)
④ 仮 当 選 連 絡	5月16日(金)～	8月18日(月)～	11月14日(金)～	令和8年(2026) 2月10日(火)～	令和8年(2026) 3月 3日(火)～
⑤ 入 居 住 宅 下 見	5月16日(金)～	8月18日(月)～	11月14日(金)～	令和8年(2026) 2月10日(火)～	令和8年(2026) 3月 3日(火)～
⑥ 入 居 資 格 の 審 査	5月19日(月)～	8月19日(火)～	11月17日(月)～	令和8年(2026) 2月12日(木)～	令和8年(2026) 3月 3日(火)～
⑦ 入居決定通知の送付	6月16日(月)	9月16日(火)	12月 4日(木)	令和8年(2026) 3月 4日(水)	令和8年(2026) 3月17日(火)
⑧ 入 居 説 明 会 (鍵の引渡し)	7月 1日(火)	10月 1日(水)	12月19日(金)	令和8年(2026) 3月19日(木)	令和8年(2026) 4月 1日(水)
⑨ 入 居 の 開 始	7月 1日(火)	10月 1日(水)	12月19日(金)	令和8年(2026) 3月19日(木)	令和8年(2026) 4月 1日(水)

- 日程は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 募集案内書は、小樽支所で次の時間帯に受取ることができます。
平日（祝祭日を除く）…… 午前8時45分から午後5時30分まで
第2・第4土曜日 …… 午前8時45分から午後12時30分まで
なお、第2・第4土曜日のうち、8月9日・9月13日・10月11日・11月22日・12月27日、
令和8年1月10日は公社をお休みします。
- 各回募集ごと、申込みがなかった住宅につきましては、2次募集します。
詳しくは、各回ごと配布する募集住宅案内書でご確認をお願いします。
なお、随時募集につきましては、公社のホームページ又は小樽支所への電話で
(TEL 0134-33-9698) ご確認をお願いします。
- 入居申込書の受付け時間
午前10時～午後4時

道営住宅の最新情報が24時間ご利用になれます。

テレホンサービス

☎ (0134)61-1199

ホームページ

北海道住宅管理公社

で 検索

<http://www.hjkk.org/>

ホームページ

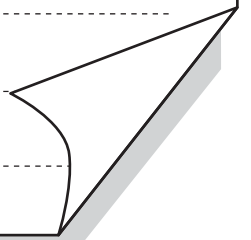


毎募集月の広報「おたる」に掲載



MEMORY

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.



案内地図



一般財団法人 北海道住宅管理公社 小樽支所

小樽市入船2丁目10番13号 日成ビル2F

TEL (0134) 33-9698 FAX (0134) 33-9667